

る旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年9月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市大字平山字堂ヶ原 2635 から 2638 まで、2640 の 1、2642 の 1、2646、2646 の 2、2647 から 2649 まで、2741、2744、2745 の 1、2745 の 3、2746 の 1 から 2746 の 6 まで、2747、2748 の 1 から 2748 の 3 まで、2749 から 2752 まで、2754、2755、2757、2759 から 2765 まで、2766 の 1 から 2766 の 3 まで、2768、2769、2772、2773 の 2 から 2773 の 4 まで、2774、2776 から 2783 まで、2785、2788 から 2792 まで、2794 から 2796 まで、2800、2955 の 2、2955 の 4
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堂ヶ原 2766 の 2・2766 の 3・2768・2773 の 4・2777・2780 (以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。)、2781、2782 (次の図に示す部分に限る。)、2785、2955 の 2・2955 の 4 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡鹿央町大字大浦字後谷 451 の 1・452 の 3 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、454、457、470 の 1、485、487
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字後谷 451 の 1、452 の 3、454、470 の 1・485 (以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。)、487
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに鹿央町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡菊鹿町大字山内字村ノ上 1786 の 17、1786 の 29、1786 の 43、1786 の 47、1786 の 50、1786 の 53、1786 の 56、1786 の 59、1786 の 107 から 1786 の 109 まで、1786 の 112
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字村ノ上 1786 の 17 (次の図に示す部分に限る。)、1786 の 29、1786 の 43、1786 の 47・1786 の 50・1786 の 53・1786 の 56・1786 の 59 (以上 5 筆について次の図に示す部分に限る。)、1786 の 107 から 1786 の 109 まで、1786 の 112
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに菊鹿町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 4 (1) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町舟島字雨宮 420 から 423 まで、424 の 1、425、字余内 557 から 562 まで、565、565 の 1、567 から 590 まで、604、605、607 の 1、607 の 2、631
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。)